

平成30年度第13回御船町議会定例会（3月会議） 議事日程（第1号）

平成31年3月7日

午前10時00分開会

1 議事日程

第 1 会議録署名議員の指名

3 番 岩永 宏介 君

9 番 田中 隆敏 君

第 2 諸報告

1 諸般の報告

2 行政報告

3 監査報告

第 3 報告第 18号 専決処分の報告について

第 4 議案第 88号 損害賠償の額を求めることについて

第 5 議案第 89号 損害賠償の額を定めることについて

第 6 議案第 90号 財産の取得について

第 7 議案第 91号 財産の取得にかかる変更契約の締結について

第 8 議案第 92号 工事請負契約の締結について

第 9 議案第 93号 御船町町民グラウンドの指定管理者の指定について

第10 議案第 94号 御船町課設置条例の一部を改正する条例の制定について

第11 議案第 95号 御船町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

第12 議案第 96号 御船町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第13 議案第 97号 御船町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第14 議案第 98号 御船町老人憩の家設置及び管理に関する条例の全部を改正する条例の制定について

第15 議案第 99号 御船町包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

第16 議案第100号 御船町森林環境譲与税基金条例の制定について

- 第 1 7 議案第 1 0 1 号 御船街なかギャラリー設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 1 8 議案第 1 0 2 号 御船町消防団の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 1 9 議案第 1 0 3 号 御船町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 2 0 議案第 1 0 4 号 平成 3 0 年度御船町一般会計補正予算（第 5 号）について
- 第 2 1 議案第 1 0 5 号 平成 3 0 年度御船町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）について
- 第 2 2 議案第 1 0 6 号 平成 3 0 年度御船町介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）について
- 第 2 3 議案第 1 0 7 号 平成 3 0 年度御船町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 3 号）について
- 第 2 4 議案第 1 0 8 号 平成 3 0 年度御船町緑の村運営事業特別会計補正予算（第 3 号）について
- 第 2 5 議案第 1 0 9 号 平成 3 0 年度御船町公共下水道事業特別会計補正予算（第 4 号）について
- 第 2 6 議案第 1 1 0 号 平成 3 0 年度御船町情報通信基盤施設運営事業特別会計補正予算（第 3 号）について
- 第 2 7 議案第 1 1 1 号 平成 3 0 年度御船町水道事業会計補正予算（第 3 号）について
- 第 2 8 議案第 1 1 2 号 平成 3 1 年度御船町一般会計予算について
- 第 2 9 議案第 1 1 3 号 平成 3 1 年度御船町国民健康保険事業特別会計予算について
- 第 3 0 議案第 1 1 4 号 平成 3 1 年度御船町介護保険事業特別会計予算について
- 第 3 1 議案第 1 1 5 号 平成 3 1 年度御船町後期高齢者医療事業特別会計予算について
- 第 3 2 議案第 1 1 6 号 平成 3 1 年度御船町緑の村運営事業特別会計予算について
- 第 3 3 議案第 1 1 7 号 平成 3 1 年度御船町公共下水道事業特別会計予算について
- 第 3 4 議案第 1 1 8 号 平成 3 1 年度御船町情報通信基盤施設運営事業特別会計予算について
- 第 3 5 議案第 1 1 9 号 平成 3 1 年度御船町水道事業会計予算について

2 出席議員は次のとおりである（13人）

1 番 清水 聖 君	2 番 森田 優二 君
3 番 岩永 宏介 君	4 番 中城 峯雄 君
5 番 福永 啓 君	6 番 田上 忍 君
7 番 池田 浩二 君	8 番 塚本 勝紀 君
9 番 田中 隆敏 君	10 番 沖 徹信 君
11 番 井本 昭光 君	12 番 岩田 重成 君
13 番 藤川 博和 君	

3 欠席議員（なし）

4 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名（1人）

事務局長 福本 悟 君

5 説明のため出席した者の職氏名（17人）

町 長	藤木 正幸 君	御船町教育長	本田 恵典 君
総務課長	吉本 敏治 君	企画財政課長	坂本 幸喜 君
税務課長	上村 欣也 君	町民保険課長	宮崎 尚文 君
こども未来課長	田中 智徳 君	福祉課長	西橋 静香 君
健康づくり支援課長	本田 太志 君	農業振興課長	藤野 浩之 君
商工観光課長	作田 豊明 君	建設課長	野口 壮一 君
学校教育課長	坂本 朋子 君	社会教育課長	宮川 一幸 君
環境保全課長	緒方 良成 君	会計管理者	福田 敏江 君
監査委員	山下 誠雄 君		

〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

午前10時00分 開 会

○議長（藤川博和君） ただ今から、平成30年度第13回御船町議会定例会 3月議会を再開しま

す。

~~~~~ ○ ~~~~~

## 日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（藤川博和君） 日程第 1、「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、3 番、岩永宏介君、9 番、田中隆敏君を指名いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第 2 諸報告

○議長（藤川博和君） 日程第 2、「諸報告」を行います。

まず、諸般の報告を行います。

本日は、定例会の前に自治功労者の表彰状の伝達を行い、授与されました皆様方にはいづれも長きにわたり地方自治の第一線に当たって議会活動に通じて、地域振興の地方自治の発展に多大な功績があった方々であります。ここに改めて深く敬意を表しますとともに、今後とも一層の活躍を御期待申し上げます。

それでは、休会中における諸般の報告をいたします。

議会運営委員会を 2 月 25 日に開催し、各種案件、定例会 3 月議会の進行などについて協議を行いました。第13回御船町議会定例会 3 月議会の議事日程は 3 月 7 日から同月 15 日までの 9 日間と決定しました。議会全員協議会を 3 月 1 日に開催し、それぞれの議案について協議を行いました。

次に、2 月 15 日に熊本町村議会議長会の第69回定例総会が熊本市において開催されました。はじめに全国町村議会議長会からの表彰の伝達と熊本県町村議会議長会からの表彰を行い、その後、議案の審議に入り、平成30年度財務報告及び平成29年度歳入歳出決算の認定並びに平成31年度の予算が提出され、異議なく、原案のとおり承認されました。

また、平成28年熊本地震及びその後に発生した豪雨災害からの復旧・復興と地方創生の実現に向けて全力で邁進することの宣言や、国による財政支援への明確な担保と長期的な支援について、特にコミュニティの再生や土地区画整理の復興事業に対し、中長期的な財政支援を講じるなど、特別議決などが朗読され、併せて承認されました。

次に、一部事務組合議会関係では、上益城広域連合議会定例会、上益城広域連合例月出納検査、御船町甲佐町衛生施設組合議会定例会、御船地区衛生施設組合議会定例会及び上

益城消防組合定例議会がそれぞれ開催されました。

その他の内容につきましては、議席に配布した資料のとおりです。

次に、地方自治法第235条の2第3項の規定による例月現金出納検査1月分の結果報告は、配布しております報告書のとおりです。

さて、県内に甚大な被害をもたらした平成28年度熊本地震の発生から早いもので3年を迎えようとしています。この間、国や県の御協力により道路などの主要インフラの再開など、一步一步着実に復旧・復興への歩みを進めており、しかし一方で今でもなお約900人の方々が仮設住宅などの生活を余儀なくされているなど、被災者の生活再建についてはまだ道半ばであります。

そのような中、町は平成29年3月に策定した御船町震災復興計画に定めた将来像「みんなが夢を持って住み続けられるまち」の実現に向けたまちづくりとして、被災者の生活再建、地域コミュニティの再建など5つの施策分野について重点的に取り組まれ、引き続きあらゆる側面から、災害への支援をお願いいたします。

最後に、平成31年度予算審議に臨むにあたり、町民の代表機関として熊本地震からの復旧をさらに加速させると同時に、将来に向けた希望のあるまちづくりに伴う予算となりますよう、皆様の活発な審議をお願いし、諸般の報告を終わります。

続いて、行政報告を行います。

○町長（藤木正幸君） 行政報告を行います。

まず、総務課について報告します。

平成28年熊本地震後、復旧・復興業務に係る人員不足に対し、全国知事会などを通じて、地方自治法に基づく中長期的職員派遣を要請しているところですが、平成31年度は7名の要請に対し4人の内定となっています。業種別の内訳は、土木技術職が山口県から1名、湯前町から1名の合計2名、建築技術職が山口県から1名、一般事務が五木村から1名となっています。土木技術職の未充足分については、任期付職員を任用等で対応するとともに、引き続き全国の自治体へ派遣を要請していきたいと思っております。

なお、平成31年度も継続して派遣していただく山口県、湯前町、五木村には、この場を借りて心からお礼申し上げます。

次に、福祉課について報告します。

熊本県が実施する認知症サポーターアクティブチーム認定事業において、御船町介護予

防生活支援サポーター連絡協議会及び御船町認知症家族の会すまいるクラブがアクティブチームとして認定され、2月7日に熊本県庁にて開催されたアクティブチーム認定証書の交付式に出席しました。認知症の予防、さらには認知症になっても安心して暮らせる地域づくりをアクティブチームとともに進めていきます。

次に、健康づくり支援課について報告します。

2月7日に保健センター研修室において、町内9医療機関参加のもと、平成30年度御船町健康医療福祉の連絡会議を行いました。町民の健康課題について情報を共有し、リスクの制限と予防対策、在宅医療の適切な提供のため、連携体制を整備することを確認しました。

次に、2月21日に町内5つの歯科医院参加のもと、御船町歯科保健関係者会議を学校教育方々とともに行いました。乳幼児期及び学童期における取り組みとデータの報告や、成人期の現状を説明後意見交換を行いました。乳幼児期からの虫歯予防の大切さだけでなく、成人期及び高齢期の歯周病を重要な課題として継続した取り組みが必要であることを共有しました。

次に、2月27日に平成30年度第3回御船町健康づくり推進協議会を開催しました。町から、健診からわかる御船町の健康状況と御船町の高齢者施策についてを報告後、意見交換を行い、地域住民が高齢者をサポートすることが地域の連携につながるなど、意見がありました。新年度も関係機関と連携し、町民の健康維持に努めていきます。

次に、農業振興課について報告します。

平成30年度の御船町地域農業再生協議会総会を2月18日に開催しました。総会において、平成31年度の予算、米の作付目安、産地交付金の活用計画について、それぞれ承認されました。今後も協議会において、経営特区安定対策の推進や農業者団体との連携体制を構築及び戦略作物の生産振興を図っていきます。

次に、3月6日に九州森林管理局熊本森林管理署と御船町において、地域の安全確保に向けた森林情報の共有及び長期的な森林を一斉に監視する協定を締結しました。その協定は、熊本森林管理署の所管する森林及びその周辺の森林において、森林情報の共有や長期的な森林の育成について相互の連携、協力することにより、地域住民の安全確保及び健全な森林の育成に資することを目的としています。

次に、御船町の若手農家が「くまもと里モンプロジェクト」推進事業を活用して、牛乳、

イチゴ、ほうじ茶、ばってん甘柿の４種類のアイスクリームを開発しました。開発されたアイスクリームは、御船町でとれた農畜産物を原材料としていることから、商品名を「デトレタ」と命名されました。平成31年４月以降販売予定としており、御船町を代表するような商品になることを期待しているところです。

次に、商工観光課について報告します。

４月13日及び14日に開催予定の2019MTBシリーズ開幕戦、CJ熊本吉無田に向けて、現在関係団体とともに準備を進めています。３月６日には報道記者会見を開き、県内外へ周知を図ったところです。本大会は2020オリンピック予選、MTB公認大会となっているため、ぜひとも成功させ、吉無田高原のPRにもつなげていきたいと思いをします。

次に、建設課について報告します。

２月21日に町営住宅入居者審査会が開催されました。今回災害公営住宅等へ入居者として選定されている古閑迫団地10世帯、一丁目第Ⅱ団地20世帯、旭町団地10世帯、木倉団地8世帯、中原団地10世帯、合計58世帯について厳正な審査が行われ、全世帯が入居要件に適合していました。４月下旬から５月上旬にかけて順次入居手続きを進めていきます。また、中原団地の空き部屋については、３月中旬から入居募集を行い、５月中旬以降の入居に向けて手続きを進めてまいります。

次に、学校教育課について報告します。

町立小学校５校に設置を予定している空調設備の入札を行い、熊本市内の業者が１億9,623万6,000円で落札されました。７月の供用開始を目指します。今回、追加議案として提出予定ですので、御承認いただければ早急に着手したいと考えています。また、３月は各小中学校で卒業式が予定されています。学び舎を巣立つ子どもたちへたくさんの方からの祝福をいただければ幸いです。

次に、社会教育課について報告します。

２月10日に第45回熊日郡市対抗男子駅伝大会が開催されました。天草市役所前をスタートして、びふれす熊日会館前をゴールに14区間で行われ、御船町から２名の選手が出場しました。結果は５位で、来年度につながる力走を見せてくれました。

次に、２月24日に第40回御船町地区対抗駅伝大会を開催しました。大会には各チーム、各地区８チームとオープン参加の御船中学校１チームが出場し大会を盛り上げていただきました。総合成績は、優勝が御船地区A、準優勝が小坂地区、３位、御船地区Bでした。

次に、2月23日に平成30年度御船中学校地域未来塾の閉校式が行われました。この日受講した生徒は、これまで熱心に指導していただいた講師の先生や学習支援員の方々に感謝の言葉を述べていました。生徒たちはこの塾で学んだことを将来に役立ててほしいと思います。

最後に、前町長に対する損害賠償請求訴訟に対する判決が3月4日に言い渡されました。町の主張が裁判所において全面的に認められた判決でした。

以上で、行政報告を終わります。

続きまして、町長施政方針を申し上げます。

平成30年度第13回御船町議会定例会3月会議の開会にあたり、平成31年度一般会計予算(案)をはじめとする各議案の審議をお願いするとともに、私の町政運営に向けた施策施政方針と主要施策について申し述べ、町議会議員の皆様並びに町民の皆様の御理解、御協力と御支援をお願い申し上げたいと存じます。

はじめに、町民の災害に対する考えを一変させたと言っても過言ではない、平成28年熊本地震の発災から3年が経とうとしています。御船町を震災前の状態に復旧し、被災された町民の皆様にも一日も早く日常生活を取り戻していただきたいという強い思いを胸に、決して立ち止まることなく進んできました。

現在、町内各所では住宅や店舗の再建など随所で復興の兆しが見えてわかるようになりましたが、その一方で、いまだに多くの被災された町民の皆様が資金面や健康不安などの理由から住宅再建への見通しが立たず、仮設住宅などでの生活を余儀なくされています。平成31年度においてもこの震災対応は最優先かつ最重要課題として取り組まなければならないことは言うまでもありません。

まずは、一日でも早く御船町を震災前の状態に戻すべく、復旧に向けて全力を掲げて取り組み、さらに創造的復興を果たすため、「みんなが夢を持って住み続けられるまち」をめざし、考えてまいります。その実現のため、震災復興計画に掲げた5つの柱を基本施策に掲げ、さまざまな施策を展開していきます。

また、国においては少子高齢化、人口減少が進展する中、子ども・子育て支援の充実など、社会保障制度の全世界型シフトを図るとともに、人づくり改革、生産性革命に取り組むこととしています。本町の人口は、この1年間で400人減少し、本年1月31日現在では1万6,993人と1万7,000人を割り込みました。本町のみならず、我が国の社会構造が大きく

変わっていく中、その変化に柔軟な対応をしていくことを求められています。

また、将来国を背負っていく子どもや孫のため、年金、医療、福祉等に係る負担を先送りしない対策も不可欠であり、社会保障の持続性と財政再建という難しい課題に同時に対応しなければなりません。景気の回復が確かなものとなり、この効果が御船町に及ぶにはもう少し時間が必要と思われますが、将来に明るい展望を抱けるよう、不断の努力を続けてまいります。このため、私は長期展望に裏打ちされた明確なビジョンと政策を掲げ、町政を推進してまいります。

これまでの4年間を振り返って、私は町長に就任してから今日までの4年間、歴史と伝統に支えられた町政を踏まえ、「日本一住み続けたい町、御船町」を合い言葉に、活気あふれる心身ともに豊かな輝かしい御船町をつくり上げるために誠心誠意取り組んでまいりました。具体的に申し上げれば、就任早々、平成27年12月に御船町まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定し、28年3月には、御船町総合計画第12次基本計画、そして29年3月には御船町震災復興計画を策定して、今後の御船町及び町政が目指すビジョンと方向性を明らかにするとともに、これを具体化するため年度ごとに目標値を設定し、計画的に各施策を推進してきたところです。

こうして実施した施策は、教育環境の整備では、未来を担う子どもたちのために適切な教育支援を行うため、中学校に地域未来塾の開設や地域と連携した放課後子ども教室の実施、また外国語指導員助手を小中学校へ派遣し、国語・外国語教育授業の充実を図り、グローバルな人材育成に取り組みました。その他、老朽化が進み衛生面が懸念されていた小中学校の給食室を1つにまとめた給食センターを建設し、現在は小中学校の全教室に空調施設を進めているところです。

福祉では、保護者の就業により放課後の保育が必要な児童に対し、安心・安全な居場所を確保する放課後児童クラブを増設しました。また、家の中に閉じこもりがちな高齢者に対し、仲間づくりや社会参加を促進するため、地域サロンの推進を図りました。町民の皆様に対する安全・安心対策では、熊本地震を踏まえ、地域防災計画を抜本的に改定し、本年4月から行政情報の発信機能も含めた防災行政無線の運用を始めます。

産業観光の振興では、本町には恐竜博物館や吉無田高原、緑の村など子どもが楽しめる地域資源が多いことから、地方創生加速化交付金を活用して、子ども連れをターゲットにした化石発掘体験事業の産業化を図りました。また、上野吉無田インターチェンジという

新たなインフラ整備が図られることを踏まえ、地方創生拠点整備交付金を活用して、吉無田緑の村にドームキャビンの整備を行いました。同時に、地元の各種団体と連携し農産物の販売を図り、栽培型観光に結びつけることで、新たな雇用と経済の好循環を図ります。

以上、申し上げた実績を踏まえて、私は今後とも明確なビジョンと町政を掲げ、町民サービスの充実と明日の御船町のまちづくりのために継続して計画的に各種施策を推進していきます。

以上、平成31年度において総合計画、「日本一住み続けたい町」の実現と併せ、御船町震災復興計画の復旧期最後の年であるため、基本方針に掲げた将来像、「みんなが夢を持って住み続けられるまち」を目指して、5つの施策分野を中心に各種事務事業を実施してまいります。

平成31年度の主な事業については、まずは震災復興計画の第1の柱であります被災者の生活再建について申し上げます。被災者の生活再建については、平成28年熊本地震から3年が経過しようとしています。今後、国や県からの支援が先細りしていく中で、町民の皆様の自立、生活再建が本格化してきます。町として今後も引き続き仮設住宅入居者並びにみなし仮設入居者の恒久的な住まいの確保や被災者の生活見守りなど、安心して暮らせるよう、きめ細かな取り組みを進めていきます。具体的には、災害公営住宅の早期完成や入居後のコミュニティ形成など、また町単独住宅の整備や転居費用の助成などに取り組んでまいります。

地域コミュニティの再生については、今回の地震で住み慣れた地域から人口流出をはじめ、熊本地震で被害を受けた公民館や集会所等のコミュニティ拠点については、熊本復興基金を活用し再生を図っていきます。引き続き、既存集落の維持・機能強化を図り、ともに支え合う地域の実現を目指します。具体的には、自治公民館再建支援事業や地域コミュニティ施設等再建支援事業を活用し、各地区集会所の改修等を推進します。また、介護予防活動支援事業を活用し、健康づくりや生きがいくりの支援を行います。

震災に強いまちづくりについては、近年の自然災害の特徴として、予想困難で、なおかつ短時間のうちに甚大な被害が発生するものが多いことから、万が一の災害に備え備蓄センターの早期完成と消防団詰所建設や防災備蓄センター建設に着手しています。平成31年度は町民の防災意識を高め、安全で安心なまちづくりを推進するため、防災訓練などのほか、防災行政無線及び戸別受信機の効果的な運用と迅速な情報収集並びにタイムリーな情

報発信を行っていきます。また、機能別消防団の設置や団員へ活動服等の支援を行い、消防団の組織強化を図ります。

公共施設の復旧については、熊本地震により被災した道路、橋梁等については、いまだに町民生活に大きな支障を来している状況にあります。平成31年度も民間コンサルや任期付職員の雇用を確保し、早期完成に向け県、関係機関と連携を強化し、整備を進めてまいります。

産業発展については、町では熊本地震からの復旧・復興を目指す中で、御船インターチェンジ周辺への企業誘致を復興のシンボルと位置づけて、全庁体制で県の企業誘致関連部署と連携し進めています。現在、交通影響検討や都市計画手続き、農振除外、農地転用、インフラ整備などを中心に事前協議を行っているところです。平成31年度は事前協議を踏まえ、広域調整等をもって誘致企業との進出協定に向け進めていきます。

また、地方創生道整備推進交付金によるインフラ整備に着手する予定としています。

次に、本町の基幹産業である農業について、持続可能な地域農業を推進するため、農地と担い手の将来像である人・農地プランを引き続き推進し、認定農家などを中心に農地集積や機械導入を支援し、農業経営の効率化と安定化を図ってまいります。また、有害鳥獣対策として防護柵や電気柵に加えメッシュ防護柵の設置を支援し、守れる集落、守れる田畑の推進を図りながら、被害軽減に努めてまいります。

平成31年度当初予算については、4年ごとに実施されます統一地方選挙の年に当たるため、政策的経費を除く、経常的経費また熊本地震に係る経費を中心とした骨格予算として編成してまいります。平成31年度当初予算は、一般会計で96億2,272万2,000円、特別会計は51億5,828万6,000円、企業会計は4億2,056万円になりました。予算全体では、前年度当初予算費19.9%の減、特別会計は43.6%の減、企業会計は14.9%の減となっています。

本町の財政を見通すと、歳入の柱である町税収入は国内景気が回復基調の見込みでもあり、本町においても、住宅の新築等もあり増額が見込まれます。さらに、普通交付税は、平成28年熊本地震に伴う公債費に係る交付措置等の影響もあり、増額が見込まれます。これに加え、平成31年10月からの消費税増税もあり、地方消費税交付金についても大きな増額が見込まれます。しかし、国県支出金並びに町債は平成28年熊本地震に係る災害復旧事業の減額に伴い大幅な減額となっており、これまで以上に一般財源の確保が難しくなることが確実な状況です。

今後の財政運営については、自治体財政の生命線である財政調整基金からの繰入金に頼らざるを得ない状況であると想定されます。

歳出においては、少子高齢化の急速な進展に伴い、社会保障関連経費や子育て支援の各種施策に係る経費の動向が想定される中、継続事業として実施される平成28年熊本地震災害復旧事業や公債費などに多額の事業が見込まれています。

このような状況の中、平成31年度の予算編成に当たりましては、歳入に見合う歳出予算を編成するという基本姿勢に立ち、経費の見直しを行い、熊本地震関連経費を最優先事業として絞り込むなどして、限られた財源を効果的、効率的に配分したところではありますが、財源確保のため財政調整基金をはじめとする各種基金から多額の繰り入れを行うなど厳しい予算編成となったところでもあります。

結びに、今まさに本町の持続可能が問われています。平成31年度は震災復興計画に位置づけた復旧期の最後の年であり、もはや課題の先送りは許されない待ったなしの状況にあります。また、平成32年度からの復旧期を見据えた重要な年でもあります。厳しい財政状況が続くと予想していますが、全職員が厳しい財政状況を共有し、限られた政策資源を最大化していきます。私は町長に就任してから今日まで、町政の発展と熊本地震からの復興のために邁進してまいりましたが、平成のその先の時代に、我がふるさとを引き継ぐため、決して困難から目をそらすことなく、諸問題に全力で立ち向かう所存であります。この難局打開のため、町民の皆様並びに町議会議員各位の格段の御理解と御協力、御支援を賜りますようお願い申し上げます、施政方針といたします。

○議長（藤川博和君） 次に、平成30年度定期監査及び行政監査に関する監査委員の報告を行います。

○代表監査委員（山下誠雄君） 平成30年度定期監査及び行政監査の結果を報告いたします。

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項並びに御船町監査委員に関する条例第2条の規定に基づき、本町の財務に関する事務の執行及び経営にかかわる事業の管理について監査を行いました。

平成30年11月30日から平成31年1月9日までの期間の間、関係部署への質疑を12日間行いました。監査の結果につきましては、お手元に配布しております定期監査及び行政監査のとおりでございます。

以上、報告いたします。

平成31年3月7日、御船町監査委員、山下誠雄。同じく、沖徹信。

〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

- 日程第3 報告第18号 専決処分の報告について
- 日程第4 議案第88号 損害賠償の額を求めることについて
- 日程第5 議案第89号 損害賠償の額を求めることについて
- 日程第6 議案第90号 財産の取得について
- 日程第7 議案第91号 財産の取得にかかる変更契約の締結について
- 日程第8 議案第92号 工事請負契約の締結について
- 日程第9 議案第93号 御船町町民グラウンドの指定管理者の指定について
- 日程第10 議案第94号 御船町課設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第11 議案第95号 御船町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第12 議案第96号 御船町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第13 議案第97号 御船町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第14 議案第98号 御船町老人憩の家設置及び管理に関する条例の全部を改正する条例の制定について
- 日程第15 議案第99号 御船町包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第16 議案第100号 御船町森林環境譲与税基金条例の制定について
- 日程第17 議案第101号 御船街なかギャラリー設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第18 議案第102号 御船町消防団の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第19 議案第103号 御船町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第20 議案第104号 平成30年度御船町一般会計補正予算（第5号）について
- 日程第21 議案第105号 平成30年度御船町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について

日程第22 議案第106号 平成30年度御船町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について

日程第23 議案第107号 平成30年度御船町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）について

日程第24 議案第108号 平成30年度御船町緑の村運営事業特別会計補正予算（第3号）について

日程第25 議案第109号 平成30年度御船町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）について

日程第26 議案第110号 平成30年度御船町情報通信基盤施設運営事業特別会計補正予算（第3号）について

日程第27 議案第111号 平成30年度御船町水道事業会計補正予算（第3号）について

日程第28 議案第112号 平成31年度御船町一般会計予算について

日程第29 議案第113号 平成31年度御船町国民健康保険事業特別会計予算について

日程第30 議案第114号 平成31年度御船町介護保険事業特別会計予算について

日程第31 議案第115号 平成31年度御船町後期高齢者医療事業特別会計予算について

日程第32 議案第116号 平成31年度御船町緑の村運営事業特別会計予算について

日程第33 議案第117号 平成31年度御船町公共下水道事業特別会計予算について

日程第34 議案第118号 平成31年度御船町情報通信基盤施設運営事業特別会計予算について

日程第35 議案第119号 平成31年度御船町水道事業会計予算について

○議長（藤川博和君） 日程第3、報告第18号、「専決処分の報告について」から、日程第35、議案第119号、「平成31年度御船町水道事業会計予算について」まで33件を、会議規則第37条の規定に基づき一括議題とします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

○町長（藤木正幸君） 報告第18号、専決処分の報告について。地方自治法第180条第1項の規定による軽易な事項の町長の専決事項の指定に基づく工事請負変更契約の締結について、別紙のとおり専決処分を行ったので地方自治法第180条第2項の規定に基づき報告する。

御専第8号、工事請負変更契約の締結について。

議案第88号、損害賠償の額を定めることについて。平成28年6月4日発生の町道竹下線

自転車事故について、次のとおり損害賠償の額を定める。

提案理由。損害賠償の額を定めるためには、地方自治法第96条第1項第13号の規定により、議会の議決を経る必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

議案第89号、損害賠償の額を定めることについて。平成28年6月22日の梅雨前線豪雨による町営住宅中原団地法面の崩落事故について、次のとおり損害賠償の額を定める。

提案理由。損害賠償の額を定めるためには、地方自治法第96条第1項第13号の規定により、議会の議決を経る必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

議案第90号、財産の取得について。御船町南木倉仮設住宅利活用用地の買入れについて、次のとおり財産取得契約を締結する。

提案理由。不動産の買入れについては、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を経る必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

議案第91号、財産の取得にかかる変更契約の締結について。御船町古閑迫地区災害公営住宅の買取りについて、次のとおり財産取得変更契約を締結する。

提案理由。不動産の買入れについては、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を経る必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

議案第92号、工事請負契約の締結について。高木⑧地区宅地耐震化推進滑動崩落対策施設（拡充）工事について、次のとおり請負契約を締結する。

提案理由。請負契約の締結については、御船町議会基本条例第12条第1項の規定により、議会の議決を経る必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

議案第93号、御船町町民グラウンドの指定管理者の指定について。御船町町民グラウンドについて、次のように指定管理者を指定するものとする。

提案理由。指定管理者を指定するためには、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき議会の議決を経る必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

議案第94号、御船町課設置条例の一部を改正する条例の制定について。御船町課設置条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

提案理由。機構改革に伴い、本条例を改正する必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

議案第95号、御船町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について。御船町議会委員会条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

提案理由。御船町課設置条例の改正に伴い、本条例を改正する必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

議案第96号、御船町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について。御船町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

提案理由。特別職の非常勤職員において、委員等の追加及び名称変更等があったため本条例を改正する必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

議案第97号、御船町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。御船町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

提案理由。人事院規則の一部改正に伴い、本条例を改正する必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

議案第98号、御船町老人憩の家設置及び管理に関する条例の全部を改正する条例の制定について。御船町老人憩の家設置及び管理に関する条例の全部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

提案理由。御船町老人憩の家の運営方法を見直すため、本条例を改正する必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

議案第99号、御船町包括的な支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について。御船町包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

提案理由。介護保険法施行規則の一部を改正する省令の施行に伴い、本条例を改正する必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

議案第100号、御船町森林環境譲与税基金条例の制定について。御船町森林環境譲与税基金条例を別紙のとおり制定する。

提案理由。森林法の改正に基づく森林環境譲与税制度が施行されることに伴い、森林整備等に要する事業の財源確保のため、新たに基金を設置する必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

議案第101号、御船街なかギャラリー設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について。御船街なかギャラリー設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

提案理由。御船街なかギャラリーの運用見直しに伴い、使用料等を改正する必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

議案第102号、御船町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。御船町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

提案理由。御船町団員確保のため、本条例を改正する必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

議案第103号、御船町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。御船町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

提案理由。御船町水道事業経営戦略委員会を設置するため、本条例を改正する必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

議案第104号、平成30年度御船町一般会計補正予算（第5号）。平成30年度御船町一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4億9,279万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ133億5,686万円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

繰越明許費。第2条、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

債務負担行為の補正。第3条、債務負担行為の追加変更は、「第3表 債務負担行為補正」による。

地方債補正。第4条、地方債の変更は、「第4表 地方債補正」による。

議案第105号、平成30年度御船町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）。平成30年度御船町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,427万円を追

加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ23億8,545万9,000円とする。

2 項、歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

議案第106号、平成30年度御船町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）。平成30年度御船町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ899万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ19億7,928万円とする。

2 項、歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

債務負担行為の補正。第2表、債務負担行為の追加は「第2表 債務負担行為補正」による。

議案第107号、平成30年度御船町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）。平成30年度御船町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ523万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億1,680万円とする。

2 項、歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

議案第108号、平成30年度御船町緑の村運営事業特別会計補正予算（第3号）。平成30年度御船町緑の村運営事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ111万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,240万7,000円とする。

2 項、歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

債務負担行為の補正。第2表、債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

議案第109号、平成30年度御船町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）。平成30年度御船町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ112万3,000円

を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億1,761万1,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

繰越明許費。第2条、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

議案第110号、平成30年度御船町情報通信基盤施設運営事業特別会計補正予算（第3号）。平成30年度御船町情報通信基盤施設運営事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ566万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,268万2,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

議案第111号、平成30年度御船町水道事業会計補正予算（第3号）。総則。第1条、平成30年度御船町水道事業会計補正予算（第3号）は次に定めるところによる。

収益的収入及び支出。第2条、平成30年度御船町水道事業会計予算第3条に定める収益的収入及び支出の予算額を、次のとおり確定する。

資本的収入及び支出。第3条、予算第4条、本文括弧枠を（資本的収入及び資本的支出に対する不足する額3億4,835万5,000円を過年度分損益勘定内部留保資金で補填するものとする）に改め、資本的収入及び支出の予算額を次のとおり補正する。

議案第112号、平成31年度御船町一般会計予算。平成31年度御船町一般会計予算は次に定めるところによる。

歳入歳出予算。第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ96億2,272万2,000円とする。2項、歳入歳出予算の款・項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

地方債。第2条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

一時借入金。第3条、地方自治法第235条3第2項の規定により一時借入金の借入れの最高額は20億円とする。

歳出予算の流用。第4条、地方自治法第220条第2項のただし書きの規定により歳出予

算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりとする。(1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足が生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項への流用。

議案第113号、平成31年度御船町国民健康保険事業特別会計予算。平成31年度御船町国民健康保険事業特別会計予算は次に定めるところによる。

歳入歳出予算。第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ23億4,443万5,000円とする。2項、歳入歳出予算の款・項の区分及び当該区分ごとの金額は「第1表 歳入歳出予算」による。

一時借入金。第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は1億円とする。

議案第114号、平成31年度御船町介護保険事業特別会計予算。平成31年度御船町介護保険事業特別会計予算は次に定めるところによる。

歳入歳出予算。第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ20億7,683万5,000円とする。2項、歳入歳出予算の款・項の区分及び当該区分ごとの金額は「第1表 歳入歳出予算」による。

一時借入金。第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は1億円とする。

歳出予算の流用。第3条、地方自治法第220条第2項のただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりとする。(1) 保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

議案第115号、平成31年度御船町後期高齢者医療事業特別会計予算。平成31年度御船町後期高齢者医療事業特別会計予算は次に定めるところによる。

歳入歳出予算。第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2億2,352万3,000円とする。2項、歳入歳出予算の款・項の区分及び当該区分ごとの金額は「第1表 歳入歳出予算」による。

一時借入金。第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は1,000万円とする。

議案第116号、平成31年度御船町緑の村運営事業特別会計予算。平成31年度御船町緑の

村運営事業特別会計予算は次に定めるところによる。

歳入歳出予算。第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,116万2,000円とする。2項、歳入歳出予算の款・項の区分及び当該区分ごとの金額は「第1表 歳入歳出予算」による。

一時借入金。第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は500万円とする。

議案第117号、平成31年度御船町公共下水道事業特別会計予算。平成31年度御船町公共下水道事業特別会計予算は次に定めるところによる。

歳入歳出予算。第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4億1,710万5,000円とする。2項、歳入歳出予算の款・項の区分及び当該区分ごとの金額は「第1表 歳入歳出予算」による。

地方債。第2条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

一時借入金。第3条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は2億円とする。

議案第118号、平成31年度御船町情報通信基盤施設運営事業特別会計予算。平成31年度御船町情報通信基盤施設運営事業特別会計予算は次に定めるところによる。

歳入歳出予算。第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ7,522万6,000円とする。2項、歳入歳出予算の款・項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

一時借入金。第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は1,000万円とする。

議案第119号、平成31年度御船町水道事業会計予算。総則。第1条、平成31年度御船町水道事業会計の予算は次に定めるところによる。

業務の予定量。第2条、業務の予定量は次のとおりとする。

収益的収入及び支出。第3条、収益的収入及び支出の予算額は、次のとおり定める。
収入。第1款、水道事業収益3億1,264万9,000円。支出。第1款、水道事業費用3億496万2,000円。

資本的収入及び支出。第4条、資本的収入及び支出の予算は、次のとおり定める。収入。

第1款、資本的収入59万4,000円。支出。第1款、資本的支出1億1,559万8,000円。

一時借入金。第5条、一時借入金の限度額は3億円と定める。

議会の議決を経なければ流用することのできない経費。第6条、次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

他会計からの補助金。第7条、水道事業の運営のために一般会計からの補助を受ける金額は、0（ゼロ）円である。

○総務課長（吉本敏治君） それでは、議案につきまして詳細説明を行います。

まず、議案書の5ページをお願いいたします。報告第18号の分になります。御専第8号です。工事請負変更契約の締結についてであります。

まず、工事名です。災害関連効果促進事業（上野②）工事であります。変更内容につきましては、1つ、ブロック積工における、南側間知ブロック47.6平方メートルを中型ブロック施工へ変更したことによる増額。2つ目として、南側ブロック積天端部のコンクリート舗装道路において、法面掘削時に熊本地震より発生していた亀裂が拡大したため、コンクリート舗装の復旧を追加したことによる増額となります。

工事場所につきましては、大字上野地内です。契約金額が、当初が6,048万円、変更契約額が121万9,976円の増額となります。変更後の契約額が6,169万9,976円であります。契約の相手方につきましては、有限会社井本土木建設であります。

次に6ページです。議案第88号です。損害賠償の額を定めることについてであります。まず、相手方につきましては、御船町大字豊秋の住民であります。事故の概要につきましては、平成28年6月4日14時頃、町道竹下線を自転車で走行中に道路舗装の亀裂部分に自転車のタイヤがはまり転倒し、右前頭部から路面に落ちてドクターヘリで病院へ搬送され治療を受けたものであります。損害賠償額が1,500万円です。

次に7ページです。議案第89号であります。同じく、損害賠償の額を定めることについてであります。相手方につきましては、御船町大字辺田見在住の方です。この事故の概要につきましては、平成28年6月22日の梅雨前線豪雨により、町営住宅中原団地法面が土砂崩落をし、相手方のプレハブ倉庫及び玄関のタイルを損傷したものであります。損害賠償額につきましては71万208円であります。

次に、8ページです。議案第90号です。財産の取得についてであります。この財産につ

きましては、土地であります。買取りの理由につきましては、南木倉仮設住宅の一部を熊本地震による被災者等の住まいとして活用するため、その用地を購入するというものであります。財産の所在地につきましては、大字木倉地内です。面積が7,500.54平方メートル。契約金額が7,350万5,292円です。契約の相手方につきましては、御船町の吉本コンクリート株式会社であります。

次に9ページです。議案第91号です。財産の取得に係る変更契約の締結についてであります。財産の名称につきましては、御船町古閑迫地区災害公営住宅です。変更内容につきましては、当初契約において見込んでいた物価上昇等の費用が生じなかったための減額。それから、建設工事の地盤改良費が不要となったことによる減額。そして、宅地整備工事を実績に基づき減額をしたものであります。財産の所在地につきましては、大字上野地内です。当初の取得額が3億4,659万6,840円です。変更額が9,325万6,920円の減額であります。最終的な取得額が2億5,333万9,920円であります。契約の相手方につきましては、福岡市の独立行政法人都市再生機構九州支社であります。

次に10ページです。議案第92号です。工事請負契約の締結についてであります。工事名が、高木⑧地区宅地耐震化推進滑動崩落対策施設（拡充）工事であります。工事の理由につきましては、熊本地震により発生した盛土造成地の滑動崩落で宅地や擁壁に被害を生じたため、大規模盛土造成地滑動崩落対策（拡充）事業により復旧を行うものであります。工事場所につきましては、大字高木地内です。契約金額が4,201万2,000円であります。契約の相手方につきましては、御船町の株式会社やすらぎ住建であります。

次に11ページ、議案第93号です。御船町町民グラウンドの指定管理者の指定についてであります。対象となる施設の名称につきましては、御船町町民グラウンドです。指定管理者の所在地が熊本市中央区の、名称が御船町スポーツセンター等施設管理運営共同企業体であります。なお、指定期間につきましては、平成31年4月1日から平成33年3月31日までとしております。

次に、議案第94号です。御船町課設置条例の一部改正についてであります。13ページを御覧いただきたいと思います。町長部局におけます課の設置の中で、1つ、こども未来課と健康づくり支援課の間に復興課を設けることとしております。復興課の業務については、（7）で示しているとおりであります。

次に15ページです。議案第95号、16ページを御覧いただきたいと思います。御船町議会

委員会条例の一部改正の条例であります。先ほどの復興課の設置に伴いまして、今回委員会条例の中に、こども未来課の次に「復興課」を加えまして、産業厚生常任委員会の所管としております。

次に17から18ページになります。議案第96号です。18ページ、19ページを御覧いただきたいと思います。御船町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正であります。具体的には、提案理由でありましたとおり、19ページの一番上の中に、御船町水道事業経営戦略委員会委員、それから御船町地域学校協働本部運営委員会委員、そして5段目です。消防団関係のところの一番最後に、機能別消防団員の追加、それから下から5段目になります。スポーツ推進委員、これは旧体育指導員の名称変更によるものであります。

次に20ページと21ページになりますけれども、議案第97号です。御船町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正であります。21ページを御覧いただきたいと思います。改正内容につきましては、第8条の次に1項を加えるということです。前項に規定するもののほか、同項に規定する正規の勤務時間以外の時間、つまり時間外勤務に関しましての上限、勤務時間の上限を定めるとしてありますけれども、主な内容につきましては、規則で定めることとしております。なお、その主な内容につきましては、1ヶ月当たり45時間、1年間で360時間を時間外勤務の上限とするというのが主な内容となります。

続きまして22ページからになります。議案第98号です。御船町老人憩の家設置及び管理に関する条例の全部改正であります。23ページ以降に全部改正の条例案を示しております。

まず、表題を、「御船町老人憩の家」とあったのが、「御船町町民憩の家」と改正するものであります。これは、施設の検討委員会からの答申を受けまして、その答申に基づきその内容を改正するというのが主な内容でありまして、26ページにその使用料等についての額もそこにお示しをしております。

次に27ページからになります。議案第99号です。御船町包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部改正であります。28ページに内容を記載しておりますけれども、第4条第1項第3号の中で、主任介護支援専門員というものを規定しておりますけれども、それ以下の括弧書きの部分が省令の改正に伴いまして、この条例を改正する必要があるというものであります。後ほどまとめて御説明いたしますけれども、説明資料の中にその変更部分が詳細に記載してありますので、御参照いただければと思います。

次に29ページからとなります。議案第100号です。御船町森林環境譲与税基金条例、これは新規に制定となります。これは特定目的基金として新たに御船町森林環境譲与税の基金を設けるというものであります。森林環境税が平成36年度から課税される予定ですが、国からは譲与税として平成31年度、来年度から交付をされることとなっております。その交付されたものをいったんこの基金に積み立てて、その目的に合った使途に充てるということとなります。

続きまして31ページからになります。議案第101号です。御船街なかギャラリー設置及び管理に関する条例の一部改正であります。32ページ以降掲載しておりますけれども、主に使用料についての見直しを行っているところであります。利用者からも使用しづらいという申し出もあったところから、今回この条例の使用料等についての規定を改正するというものであります。

次に34ページです。議案第102号です。御船町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正であります。35ページを御覧いただきたいと思います。第2条の次に1つ条を加えるということにしております。第2条の2としまして、消防団員の種類は、通常の活動を行う消防団員、それから、機能別消防団員として一定の役割に限定して活動する団員と規定をすることとしております。

次に36ページです。議案第103号です。御船町水道事業の設置等に関する条例の一部改正であります。37ページを御覧いただきたいと思います。現在第9条までの規定がありますが、その9条の次に6条を加えるということにしております。水道事業の経済性を高め、健全な運営を図っていくというところから、町長の諮問機関として御船町水道事業経営戦略委員会を設けるというものでありまして、主にその経営戦略委員会に関する規定を追加するという内容であります。

なお、先ほども少し申しましたが、この議案につきましては、説明資料のA4判の資料の1、それからA3判の資料2のほうに、その内容等については詳細に記載をしておりますので、どうぞ御参照いただきたいと思います。

○企画財政課長（坂本幸喜君） それでは、私から平成30年度補正予算の説明を申し上げます。

まず、議案第104号、平成30年度一般会計補正予算（第5号）について説明申し上げます。補正予算書の7ページを御覧ください。第2表、繰越明許費です。この7ページに計上しています21事業、総額37億5,526万6,000円を翌年度に執行するということになります。

主な繰越事業としましては、災害公営住宅建設事業10億9,315万1,000円、小学校空調設置事業3億5,808万4,000円と、下から3事業が災害復旧に伴う事業18億7,252万3,000円になります。

次に8ページ、9ページを御覧ください。8ページに、今回新たに17件の債務負担行為を追加しております。特に大きな事業は塵芥処理運搬業務委託料4,238万1,000円、恐竜博物館特別展開催負担金1,500万円となっております。また、9ページには債務負担行為の増額分を掲載しております。これは12月に予防接種受託事業1,200万円を債務負担行為として上程しましたが、その後、未接種者の勧奨強化を図り実績見込額が増加したため、今回平成31年度の債務負担行為の増額補正を行いました。

次に10ページ、11ページをお願いいたします。第4表、地方債補正になります。11ページの一番下に、総額を記載しております。補正前が25億6,386万1,000円、補正後の起債の限度額は22億7,055万4,000円です。今回、2億9,330万7,000円の減額補正を行いました。主な減額となった事業としましては、11ページの一番上、宅地耐震化事業で1億1,820万円の減額です。これは、田代・辺田見・小坂地区の災害関連急傾斜地崩壊対策事業における、町負担金の減によるものです。同じく、5番目の災害公営住宅建設事業で1億5,430万円の減額です。UR方式から民間買取型への移行により建設費を抑えることができたことによるものです。

12ページを御覧ください。事項別明細書、歳入になります。主なものを申し上げます。

1款、町税、補正額697万円の増額です。主な要因は町民税が921万2,000円の増、法人町民税が1,083万円の増、固定資産税が436万1,000円の増です。しかし、電子たばこの普及により市町村たばこ税が1,500万円の減額になっております。

2款、地方譲与税。補正額は523万7,000円の減額です。主な要因は、自動車重量譲与税の減によるものです。

10款、地方交付税。補正額は1,865万9,000円の減額です。これは、普通交付税の減額になります。主な要因は、中学校の学級数及び生徒数が減したことにより、基準財政需要額が減少したことが大きな要因となっております。

14款、国庫支出金。補正額は8億6,453万3,000円の減額です。主な要因としましては、道路、河川等災害復旧事業の減に係る公共土木施設災害復旧費国庫負担金が2億3,355万2,000円の減、災害公営住宅補助対象経費の減によりまして、災害公営住宅建設費補助金が

6億242万7,000円の減となっております。

15款、県支出金。補正額は4億9,194万8,000円の増額です。主な要因は、農業用機械導入に係る担い手確保経営強化支援補助金3,197万3,000円の増、熊本地震及び豪雨災害等に伴う28年災、29年災に係る農地農業用施設災害復旧県支出金4億9,838万1,000円の増となります。

20款、諸収入。補正額は1億3,748万8,000円の増額です。主な要因は、熊本地震災害に係る公有建物災害見舞金17件分、1億663万3,000円となっております。

21款、町債。補正額は2億9,330万7,000円の減額です。主な要因は、宅地耐震化事業債1億1,820万円の減、災害公営住宅建設事業債1億5,430万円の減になります。

次に、13ページに移ります。歳出になります。主なものを申し上げます。

2款、総務費。補正額は1億4,188万8,000円の増額です。主な要因は、職員の早期退職者4名分に係る退職手当組合特別負担金が2,321万円の増、ふるさと応援基金積立金3,435万8,000円の増、公共施設等整備基金積立金1億602万2,000円の増となっております。

3款、民生費。補正額は5,574万円の増額です。主な要因は、私立保育所認定こども園運営費4,345万7,000円の増、老人ホーム入所措置費1,268万4,000円の増です。

4款、衛生費。補正額は3,743万9,000円の減額です。主な要因は、熊本中央広域事務協議会負担金240万円の減、熊本地震に伴う小型合併浄化槽設置補助金2,319万2,000円の減となっております。

7款、土木費。補正額は7億5,685万8,000円の減額です。主な要因は、災害公営住宅建設に係る委託費1億800万円の減、不動産購入費6億3,300万円の減となっております。

10款、災害復旧費。補正額9,301万9,000円の増額です。主な要因は、災害関連緊急傾斜地崩壊対策事業負担金1億3,140万円の減、河川、道路等施設災害復旧事業費の減により、道路橋梁施設災害復旧費が2億6,114万2,000円の減。しかし、熊本地震及び豪雨災害による現年災、28年災、29年災の農地災害復旧費2億2,200万4,000円の増、同じく、農業用施設災害復旧費2億9,358万5,000円の増になりました。

以上で、一般会計補正予算の説明を終わります。

続きまして、議案第105号、平成30年度御船町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について説明申し上げます。補正予算書の4ページを御覧ください。事項別明細書、歳入となります。主なものを申し上げます。

1 款、国民健康保険税。補正額は5,560万6,000円の減額です。一般被保険者に係る医療給付費普通徴収2,446万1,000円の減、後期高齢者支援金普通徴収分が1,972万4,000円の減、これは国保加入者数の減と国保税率の改正により資産割の税率が廃止されたことによる減額になります。

7 款、県支出金。補正額は7,445万1,000円の減額です。これも保険税の減額による県支出金の減額となります。

12款、繰越金。補正額は1億2,981万2,000円の増額です。平成29年度繰越金を予算化したものになります。5 ページに移ります。

2 款、保険給付費。補正額は4,056万9,000円の減額となっております。主な要因は、退職者医療制度の廃止に伴いまして、退職被保険者が一般被保険者へ移行したことにより、退職者医療診療報酬が6,888万2,000円の減、並びに退職高額医療費が1,273万1,000円の減です。反対に、一般被保険者診療報酬は4,608万7,000円の増となっております。

11款、諸支出金。補正額は5,681万円の増額となっております。これは、平成29年度に係る特定健診の国・県補助金、療養給付費調整交付金の返還金となります。

以上で、国保特会の説明を終わります。

続きまして、議案第106号、平成30年度御船町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について説明申し上げます。補正予算書の4 ページを御覧ください。債務負担行為の補正になります。今回、新たに3件の債務負担行為を追加しております。

5 ページを御覧ください。事項別明細書、歳入です。主なものを申し上げます。1 款、保険料。補正額2,859万6,000円の増額です。これは、1 号被保険者数の増によるものです。

3 款、国庫支出金。補正額1,817万9,000円の減額です。当初見込みより介護給付費の伸びが少なかったことによる減額になります。

4 款、支払基金交付金。補正額3,723万1,000円の減額です。これも、介護給付費の伸びが少なかったことによる減額になります。

8 款、繰越金。補正額は4,927万円の増額となっております。前年度決算に係る繰越金を予算化したものです。

6 ページに移ります。歳出になります。3 款、地域支援事業費。補正額は1,802万8,000円の減額です。これは、町内の通所型サービス事業所並びに近隣の訪問型サービス事業所の閉鎖によりまして、当初見込みより利用者数が減少したことによる減額となります。

4 款、基金積立金。補正額は1,721万6,000円の増額です。準備基金への積立金になります。

5 款、諸支出金。補正額は1,717万9,000円の増額です。平成29年度介護給付費及び地域支援事業費交付金の国・県への返還金となります。

以上で、介護特会の説明を終わります。

続きまして、議案第107号、平成30年度御船町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）について説明申し上げます。補正予算書の4ページを御覧ください。事項別明細書、歳入です。主なものを申し上げます。1 款、後期高齢者医療保険料。補正額は507万9,000円の減額です。主な要因としましては、被保険者数の減による保険料の減額になります。

5 ページに移ります。2 款、後期高齢者医療広域連合給付金。補正額は461万4,000円の減額です。保険料の減に伴いまして、連合会への納付金が減額となっております。

以上で、後期特会の説明を終わります。

続いて、議案第108号、平成30年度御船町緑の村運営事業特別会計補正予算（第3号）について説明申し上げます。これも補正予算書の4ページを御覧ください。債務負担行為の補正になります。今回、緑の村受付等業務委託料750万円を債務負担行為として追加しております。

5 ページに移ります。事項別明細書、歳入です。主なものを申し上げます。1 款、入場料。補正額は97万7,000円の減額です。

2 款、使用料。補正額は144万1,000円の減額となっております。入場料、使用料とも雨や台風などの天候不良によりまして入場者数の減によるものと考えられます。

6 ページを御覧ください。歳出です。1 款、総務費。補正額は111万6,000円の減額です。主な要因は、非常勤職員の勤務実績に伴う報酬が48万円の減、防災システムの変更によるリース料が33万6,000円の減となっております。

以上で、緑の村特会の説明を終わります。

続きまして、議案第109号、平成30年度御船町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）について説明申し上げます。これも、補正予算書の4ページを御覧ください。繰越明許費になります。浄水センターの機械設備更新事業4,376万円を翌年度へ繰り越すことになります。

5 ページに移ります。事項別明細書、歳入です。2 款、使用料及び手数料。補正額は400

万円の増額です。主な要因は、個人住宅の建築等に伴いまして下水道接続件数の増による下水道使用料の増です。

3 款、国庫支出金。補正額229万5,000円の減額です。下水道ストックマネジメント計画策定業務委託料の確定による減です。

4 款、繰入金。補正額は282万8,000円の減額です。下水道使用料等の増に伴いまして、一般会計からの繰入金の減となります。

6 ページを御覧ください。歳出です。1 款、総務費。補正額は137万7,000円の増額です。主な要因は、浄水センタースクリーンウイット及びポンプ改修費の増によるものです。

2 款、施設整備費。補正額は250万円の減額です。下水道ストックマネジメント計画策定委託料の確定による減となります。

以上で、公共下水道特会の説明を終わります。

続いて、議案第110号、平成30年度御船町情報通信基盤施設運営事業特別会計補正予算（第3号）について説明申し上げます。同じく補正予算書の4 ページを御覧ください。事項別明細書、歳入です。主なものを申し上げます。1 款、分担金及び負担金。補正額154万2,000円の増額です。加入者件数の増による負担金の増です。

2 款、財産収入。補正額は212万4,000円の増額です。これも加入者件数の増によります通信施設貸付収入の増となります。

4 款、諸収入。補正額は196万7,000円の増額です。これは、八竜橋災害復旧工事に伴い、光ケーブルの補償費が83万3,000円の増と、消費税還付金113万4,000円の増となります。

5 ページに移ります。歳出です。1 款、総務費。補正額は566万3,000円の増額です。主な要因は、家屋の新築等に伴い、引込工事設計委託料121万円、それに伴う工事費442万2,000円の増となっております。

以上で、情報特会の説明を終わります。

続きまして、議案第111号、平成30年度御船町水道事業会計補正予算（第3号）について説明申し上げます。予算書の表紙を御覧ください。

収益的収入及び支出に係る収入になります。1 款、水道事業収益。補正額は72万2,000円の減額です。主なものを申し上げます。給水人口の減並びに核家族化に伴いまして、使用水量の減により水道料金が378万2,000円の減、家屋の新築等による加入金が209万5,000円の増、確定申告により消費税還付金が44万1,000円の増となっております。

次に、資本的収入及び支出に係る支出になります。1 款、資本的支出。補正額は354万4,000円の増額です。これは、高木地区、豊秋地区、配水管布設替工事に伴います舗装工の変更による増となっております。

以上で、議案104号から111号までの補正予算の説明を終わります。

続きまして、平成31年度当初予算に係る各会計の説明を行います。青いファイルの平成31年度予算書をお手元にお願いいたします。

まず、議案第112号、平成31年度御船町一般会計予算について説明申し上げます。予算書の表紙を御覧ください。歳入歳出予算の総額は96億2,272万2,000円です。平成30年度当初予算額は120億1,015万6,000円でしたので、比較しますと、23億8,743万4,000円の減、率にして19.9%の減となっております。

平成31年度当初予算につきましては、御存じのように本年度は4年ごとに実施されます統一地方選挙の年に当たり、町長選挙並びに町議会選挙が実施されますので、経常的な経費、経常的な事業、また熊本地震に係る経費を中心に、骨格予算として編成しております。

それでは、歳入歳出の主なものを説明申し上げます。まず、8ページを御覧ください。地方債になります。平成31年度の地方債の借入限度額は11億9,635万3,000円です。借入事業としましては、道路橋梁整備事業730万円、自然災害防止事業1,600万円、木造仮設利用事業6,930万円、消防施設整備事業6,570万円、宅地耐震化事業8億5,590万円、それに臨時財政対策債1億8,215万3,000円となっております。

次に、10ページを御覧ください。事項別明細書、歳入です。主なものを申し上げます。1 款、町税13億9,624万4,000円です。前年度と比較しますと3,528万9,000円の増額となっております。主なものを申し上げます。町民税が5億6,986万9,000円、固定資産税が6億4,928万9,000円となっております。

6 款、地方消費税交付金3億4,510万7,000円です。前年度と比較しますと4,434万5,000円の増額です。平成31年度国の地財計画対前年度に99%で起算しております。

9 款、環境性能割交付金854万8,000円です。これは、自動車税取得税の廃止にあわせまして、自動車取得税のグリーン化機能を維持強化する環境性能課税としまして、改めて実施されたものを市町村へ環境性能割交付金として配分されるものです。

11 款、地方交付税28億699万9,000円です。前年度と比較しますと3,867万6,000円の増額です。内訳としましては、普通交付税が25億733万6,000円、特別交付税が2億9,966万3,000

円です。

15款、国庫支出金17億2,078万4,000円です。前年度と比較しますと16億6,992万5,000円の減額です。主なものを申し上げます。事業手当国庫負担金1億9,556万5,000円、子どものための教育・保育給付交付金2億2,791万6,000円、大規模盛土造成地滑動崩落防止事業補助金6億3,620万円、宅地耐震化推進事業拡充事業補助金2億1,275万円となっております。

16款、県支出金10億8,700万8,000円です。前年度と比較しますと1億4,643万3,000円の減額です。主なものを申し上げます。子どものための教育・保育給付費1億1,395万8,000円、熊本地震復興基金交付金1億9,571万7,000円、熊本地震災害廃棄物処理基金補助金1億5,326万3,000円となっております。

19款、繰入金。3億7,395万4,000円です。前年度と比較しますと5,012万2,000円の増額です。主なものを申し上げます。財政調整基金からの繰入金1億9,160万3,000円、ふるさと応援基金からの繰入金3,352万5,000円、熊本地震復興基金からの繰入金1億4,655万9,000円となっております。

22款、町債11億9,635万3,000円です。前年度と比較しますと6億6,620万8,000円の減額です。詳細については、地方債で説明したとおりとなります。

次に、歳出です。11ページを御覧ください。2款、総務費11億2,480万4,000円です。前年度と比較しますと1億593万9,000円の増額です。主な事業を申し上げます。減債基金積立金1億4,136万9,000円、公共施設等整備基金積立金1億2万3,000円、県議会議員及び町長、町議会議員、県知事、参議院議員選挙費合わせまして3,292万6,000円となっております。

次に、3款、民生費29億3,152万9,000円です。前年度と比較しますと1,605万1,000円の増額です。主な事業を申し上げます。介護特会繰出金3億3,241万5,000円、障害福祉サービス事業費3億3,787万7,000円、県後期高齢者医療広域連合負担金2億6,302万1,000円、児童手当が2億8,206万円、私立保育所認定こども園運営費5億9,839万6,000円となっております。

7款、土木費6億595万2,000円です。前年度と比較しますと18億1,752万円の減額となっております。主な事業を申し上げます。被災宅地復旧支援事業交付金6,000万円、木造仮設利活用事業工事費1億3,126万円です。公共下水道事業特会繰出金1億9,949万5,000円と

なっております。

9 款、教育費 6 億4,991万3,000円です。前年度と比較しますと8,281万7,000円の減額です。主な事業を申し上げます。小中学校スクールバス委託料が3校合わせまして2,862万9,000円、スポーツセンター及び町民グラウンド指定管理者委託料3,482万円、地域コミュニティ施設等再建支援事業交付金1,000万円、特別展開催実行委員会負担金1,500万円となっております。

10 款、災害復旧費19億8,659万6,000円です。前年度と比較しますと5億7,990万円の減額となっております。主なものを申し上げます。大規模盛土造成地滑動崩落防止事業に係ります発注者支援業務委託料1億440万円、同じく、庁舎設計委託料9,400万円、同じく工事請負費11億4,100万円、同じく補償費1,200万円です。続いて、耐震化推進事業拡充事業発注者支援業務委託料2,060万円、同じく調査委託料1,400万円、同じく工事請負費4億1,464万5,000円となっております。

次に、11 款、公債費 9 億6,442万4,000円です。前年度と比較しますと2億5,528万3,000円の増額となっております。定期償還金の元金が8億9,599万6,000円、定期償還利子6,766万3,000円、これに、一時借入金利子76万5,000円です。

以上で一般会計予算の説明を終わります。

続きまして、議案第113号、平成31年度御船町国民健康保険事業特別会計予算について説明申し上げます。予算書の表紙を御覧ください。歳入歳出予算総額は23億4,443万5,000円です。平成30年度当初予算と比較しますと182万9,000円の増となっております。

それでは、5 ページを御覧ください。事項別明細書、歳入です。主なものを申し上げます。1 款、国民健康保険税 3 億6,346万4,000円です。前年度と比較しますと1,617万2,000円の減額となっております。一般被保険者国民健康保険料が3億6,138万7,000円、退職者被保険者国民健康保険税207万7,000円です。

7 款、県支出金17億6,429万8,000円です。前年度と比較しますと3,604万円の増額です。保険給付費の普通交付金が17億3,133万2,000円、特別交付金が3,296万6,000円となっております。

11 款、繰入金 2 億395万1,000円です。前年度と比較しますと1,529万8,000円の減額です。これは、一般会計からの繰入金となります。

次に、歳出です。6 ページを御覧ください。主な事業を申し上げます。2 款、保険給付

費17億4,990万1,000円です。前年度と比較しますと3,904万9,000円の増額です。主なものを申し上げます。一般被保険者療養給付費14億6,863万7,000円、高額療養費が2億3,245万6,000円、出産育児一時金が1,260万円となっております。

3款、国民健康保険事業費給付金5億3,890万2,000円です。前年度と比較しますと3,657万円の減額です。主な事業としましては、医療給付費が3億9,317万円、後期高齢者支援金が1億1,420万7,000円、介護給付費が3,152万円です。

以上で、国保特会の説明を終わります。

続きまして、議案第114号、平成31年度御船町介護保険事業特別会計予算について説明申し上げます。予算書の表紙を御覧ください。予算の総額は20億7,683万5,000円です。

次に、5ページを御覧ください。事項別明細書、歳入です。主なものを申し上げます。1款、保険料3億9,223万9,000円です。これは、前年度と比較しますと1,589万1,000円の増額です。第1号被保険者保険料が3億9,223万9,000円です。

3款、国庫支出金5億1,724万5,000円です。前年度と比較しますと3,600万円の増額となっております。主なものを申し上げます。介護給付費国庫負担金が3億3,845万9,000円です。それと、調整交付金が1億4,600万2,000円です。

4款、支払基金交付金5億3,222万8,000円です。主なものとしましては、第2号被保険者負担金5億1,195万5,000円、地域支援事業支援交付金が2,027万3,000円となっています。

5款、県支出金2億9,417万4,000円です。主なものは、介護給付費県負担金2億7,778万3,000円です。

次に、歳出に移ります。6ページを御覧ください。主な事業としましては、まず、2款、保険給付費18億9,632万4,000円です。主な事業としましては、介護サービス給付費負担金17億2,363万7,000円、支援サービス給付費負担金が4,845万4,000円などです。

3款、地域支援事業費1億2,485万9,000円です。主な事業としましては、通所型サービス委託料1,247万2,000円、通所型サービス指定事業者負担金2,016万円です。

以上で、介護特会の説明を終わります。

続きまして、議案第115号、平成31年度御船町後期高齢者医療事業特別会計予算について説明申し上げます。予算書の表紙を御覧ください。予算の総額は2億2,352万3,000円です。平成30年度当初予算と比較しますと225万8,000円の増額となっております。

4ページを御覧ください。事項別明細書、歳入です。主なものを申し上げます。1款、

後期高齢者医療保険料 1 億3,772万5,000円です。前年度と比較しますと150万3,000円の増額となっております。主なものは、特別徴収保険料が9,648万7,000円、普通徴収保険料が4,123万8,000円です。

3 款、繰入金8,040万円です。前年度と比較しますと62万8,000円の増額となっております。主なものは、事業費繰入金が1,002万円、保険基盤安定繰入金が7,038万円となっております。

次に、歳出です。5 ページに移ります。主な事業を申し上げます。1 款、総務費967万円です。前年度と比較しますと86万3,000円の増額となっております。主な事業は職員の人件費となります。

2 款、後期高齢者医療広域連合納付金 2 億851万9,000円です。前年度と比較しますと168万円の増額です。主な事業は、広域連合への納付金となります。

3 款、保健事業費484万9,000円です。前年度と比較しますと12万1,000円の増額です。主な事業は、後期高齢者健診委託料449万9,000円です。

以上で、後期特会の説明を終わります。

次に、議案第116号、平成31年度御船町緑の村運営事業特別会計予算について説明を申し上げます。予算書の表紙を御覧ください。予算の総額です。2,116万2,000円です。平成30年度当初予算と比較しますと3,155万1,000円の減となっております。

4 ページを御覧ください。事項別明細書、歳入です。主なものを申し上げます。1 款、入場料289万4,000円です。前年度と比較しますと 4 万2,000円の増額です。緑の村及びドームハウスの入場料となります。

2 款、使用料1,003万4,000円です。前年度と比較しますと39万3,000円の増額です。ドームハウスの関連使用料などとなります。

4 款、繰入金755万8,000円です。前年度と比較しますと1,665万7,000円の減額となっております。一般会計からの繰入金です。

次に、歳出です。5 ページに移ります。1 款、総務費1,931万9,000円です。前年度と比較しますと3,309万4,000円の減額となっております。主な事業は、修繕費が107万円、保守点検委託料が122万2,000円、緑の村受付等業務委託料が750万円です。

2 款、公債費154万3,000円です。平成31年度から施設整備に係る償還が発生しました。元金が151万7,000円、利子が 2 万6,000円となっております。

以上で、緑の村特会の説明を終わります。

続きまして、議案第117号、平成31年度御船町公共下水道事業特別会計予算について説明申し上げます。予算書の表紙を御覧ください。予算の総額4億1,710万5,000円です。平成30年度当初予算と比較しますと6,949万8,000円の減額です。

4ページを御覧ください。地方債になります。資本平準化債8,500万円を借り入れるものです。

5ページに移ります。事項別明細書、歳入です。主なものを申し上げます。2款、使用料及び手数料1億2,622万8,000円です。前年度と比較しますと426万円の増額です。主なものは下水道使用料1億2,592万7,000円です。

4款、繰入金1億9,949万5,000円です。前年度と比較しますと2,418万9,000円の減額です。一般会計からの繰入金となります。

7款、町債8,500万円です。前年度と比較しますと1,570万円の減額になります。

次に、歳出です。6ページを御覧ください。主な事業を申し上げます。1款、総務費1億769万5,000円です。前年度と比較しますと3,366万6,000円の減額です。主な事業を申し上げます。消費税納付金が688万8,000円、浄水センターの維持管理委託料が4,357万4,000円となっております。

2款、施設整備費711万3,000円です。前年度と比較しますと3,606万円の減額です。主な事業は、公共雨水枡設置工事600万円です。

3款、公債費3億179万7,000円です。前年度と比較しますと22万8,000円の増額です。主な事業は、地方債償還金元金2億4,739万3,000円、利子が5,440万4,000円となっております。

以上で、下水道特会の説明を終わります。

続きまして、議案第118号、平成31年度御船町情報通信基盤施設運営事業特別会計予算について説明申し上げます。これもまず予算書の表紙を御覧ください。予算の総額は7,522万6,000円です。平成30年度当初予算と比較しますと375万2,000円の増となっております。

4ページを御覧ください。事項別明細書、歳入です。主なものを申し上げます。1款、分担金及び負担金640万2,000円です。前年度と比較しますと41万2,000円の増額です。主なものは、加入者負担金が596万5,000円、撤去工事負担金23万2,000円、移設負担金が20万

5,000円となっております。

2 款、財産収入6,345万1,000円です。前年度と比較しますと629万8,000円の増額です。主なものは、通信施設の貸付収入となります。

5 款、繰入金537万1,000円です。前年度と比較しますと295万8,000円の減額です。主なものは、施設復旧事業に係ります一般会計からの繰入金となります。

次に、歳出です。5 ページに移ります。主な事業を申し上げます。1 款、総務費7,472万6,000円です。前年度と比較しますと355万2,000円の増額になります。主な事業を申し上げますと、施設保守委託料2,241万2,000円、新規加入及び移設工事費が2,252万3,000円となっております。

以上で、情報特会の説明を終わります。

次に、議案第119号、平成31年度御船町水道事業会計予算について説明申し上げます。予算書の表紙、1 ページ、第3条を御覧ください。収益的収入及び支出になります。

収入。1 款、水道事業収益 3 億1,264万9,000円です。主なものは、水道料金 2 億6,895万4,000円、長期前受経費の戻入3,064万1,000円です。

次に、支出です。1 款、水道事業費用 3 億496万2,000円です。主なものは、電気代が2,084万9,000円、各種委託料が1,390万円、水道施設減価償却費 1 億3,618万3,000円、企業債償還金利子3,025万7,000円となっております。

続きまして2 ページ、第4条を御覧ください。資本的収入及び支出になります。

まず、収入。1 款、資本的収入は59万4,000円です。平成28年度災害復旧工事の補助金となります。

次に、支出。1 款、資本的支出は 1 億1,559万8,000円です。主なものは、企業債償還金元金 1 億1,201万8,000円です。

以上で、平成31年度一般会計の当初予算の説明を終わります。

○議長（藤川博和君） これで、提案理由の説明を終わります。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日は、これで散会します。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後0時12分 散 会